

# 契約の保証及び前払金保証の電子化について

島根県県央県土整備事務所

令和5年6月1日以降に新規契約を締結する案件から、契約の保証及び前払金保証について、電子

による取扱いをおこなっています。（電子化の対象となる保証証書は以下のとおりです。）

具体的な電子化による取扱いについては保証事業会社（※）に確認した上で、手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

## 電子化の対象となる保証証書

※保証事業会社…西日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、

前払金保証  
(中間前払金含む)

→ ①前払金保証証書 (引受先: 保証事業会社)

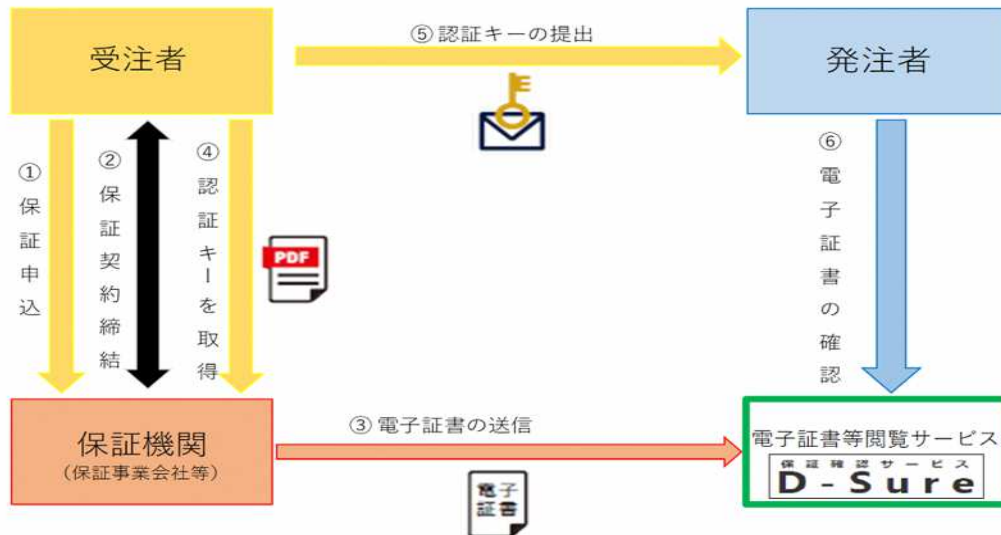
電子化対象

契約の保証

→ ②契約保証証書 (引受先: 保証事業会社)

電子化対象

## 電子化による取扱いのイメージ



\* 電子化対象の保証事業会社以外の契約保証は、従来通り「書面」となります。

\* 対象の保証事業会社の保証についても、従来通り「書面」による保証も有効です。

### <⑤「認証キーの提出」方法等について（県央県土整備事務所）>

○保証会社から交付された「保証契約番号」及び「認証キー」は発注者にメールで提出してください。

○メールの送信方法

・県央県土整備事務所のメールアドレス

**keno-keiyakugyoumu@pref.shimane.lg.jp** (契約業務課あて)

・メールの件名：該当の工事（業務）名

・送信内容：保証契約番号、認証キー、保証の種類(契約保証・前金保証・中間前金保証)、業者名、担当者名、電話番号

○契約保証・・・来所(契約締結)日の前日までに送信してください。

\* 送信が来所日当日になった場合は、来所前に電話連絡をお願いします。

○前金・中間前金の請求書について

・認証キーと一緒にメールで送信してください。（PDF形式）

・請求書に押印は不要です。

連絡先

島根県県央県土整備事務所 契約業務課 TEL：0855-72-9606、9605